

山武市空家等の適正管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）及び山武市空家等の適正管理に関する条例（令和元年山武市条例第2号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(情報提供)

第2条 条例第5条の規定により、市民は、空家等に関する情報提供書（別記第1号様式）を市長に提出する方法によるほか、口頭その他適宜の方法により行うことができるものとする。

(協議会の委員)

第3条 山武市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 法務、不動産又は建築に関する学識経験を有する者
- (2) 市議会の議員
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 地域住民
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

2 市長又は前項第3号に掲げる委員がやむを得ず会議に出席できないときは、代理の者を出席させることができる。この場合において、代理出席した者は、委員とみなす。

(協議会の会長及び副会長)

第4条 協議会は、会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によって定めるものとする。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期による。

3 会長は、会務を総理し、協議会の会長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(協議会の運営)

第5条 協議会の会議は、市長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 協議会は、次に掲げる議事について協議するものとする。

- (1) 条例第6条で規定する計画（次号において「空家等対策計画」という。）の作成及び変更に関すること。
- (2) 空家等対策計画の実施に係る次に掲げる事項に関すること。
 - ア 空家の利活用及び市場流通の促進等に関すること。
 - イ 特定空家等の判断に関すること。
 - ウ 特定空家等に対する措置の方針に関すること。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、空家等対策の推進における重要な事項に関すること。

(立入調査)

第6条 条例第8条第3項の規定による通知は、立入調査実施通知書（別記第2号様式）により実施するものとする。

2 条例第8条第4項の規定により携帯する証明書は、立入調査員証（別記第3号様式）によるものとする。

(空家等の適切な管理の促進に係る助言)

第7条 条例第9条に規定する助言は、空家等の適切な管理の促進に係る助言（別記第4号様式）により行うものとする。

（指導）

第8条 条例第10条第1項の規定による指導は、指導書（別記第5号様式）により実施するものとする。

（勧告）

第9条 条例第10条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記第6号様式）により実施するものとする。

（命令）

第10条 条例第10条第3項の規定による命令は、命令書（別記第7号様式）により実施するものとする。

（通知）

第11条 条例第10条第4項の規定による通知は、命令に係る事前通知書（別記第8号様式）により実施するものとする。

2 前項の規定により通知書の交付を受けた者が意見を述べるときは、通知を受けた日から30日以内に意見書（別記第9号様式）により実施するものとする。

（公表）

第12条 条例第10条第7項及び第10項の規定による公告は、次に掲げる方法により実施するものとする。

（1）山武市公告式条例（平成18年山武市条例第3号）別表に掲げる掲示場への掲示

（2）その他市長が認める方法

（代執行）

第13条 条例第10条第9項の規定による代執行を行おうとするときは、代執行する旨を記載した戒告書（別記第10号様式）を送付する。

2 前項の履行期限までにその義務を履行しないときは、代執行令書（別記第11号様式）を送付した上で、代執行するものとする。

3 代執行のため現場に派遣される執行責任者は、執行責任者証（別記第12号様式）を携帯し、要求があるときは、いつでもこれを提示しなければならない。

4 代執行したときは、代執行に要した費用は所有者等から徴収するものとし、執行後10日以内に代執行費用納付命令書（別記第13号様式）により納付すべき金額及び期限を所有者等に通知するものとする。

（標識の設置）

第14条 条例第10条第11項の規定による標識の様式は、標識（別記第14号様式）とする。

（代行措置）

第15条 条例第12条第1項の申出は、代行措置申出書（別記第15号様式）により行うものとする。

2 前項の規定により、申出があったときは、その可否を決定し、代行措置決定（却下）通知書（別記第16号様式）により、当該所有者に通知するものとする。

3 市長は、前項について所有者等から同意を得るときは、代行措置同意書（別記第17号様式）の提出を受けるものとする。

（緊急安全措置）

第 16 条 条例第 13 条第 1 項に規定する緊急安全措置を実施したときは、緊急安全措置実施通知書（別記第 18 号様式）により所有者等にその旨を通知するとともに、緊急安全措置費用請求書（別記第 19 号様式）により当該措置に要した費用を請求するものとする。ただし、所有者等が判明しないとき、又は所有者等の居所が不明であるときは、この限りでない。

（補則）

第 17 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。